

別荘地内の工事について

別荘地内で工事を行なう方々は、下記の点に十分な配慮をしていただきますようお願い致します。

1. 工事着工前に、別荘地管理センターにて、『作業許可証』の発行を受けてから、工事を着工してください。
2. 工事に関係のない別荘敷地には無断で入らないこと。
3. 別荘地内道路の通行は必ず徐行すること。
4. 別荘利用者の出入の支障となるような、路上駐車は絶対しないこと。
5. 作業場の駐車により別荘利用者に迷惑をかけざるを得ない場合は、あらかじめお断りして、許可を得ること。
6. 工事中は、必要以上の大声や騒音を出さないように注意すること。
7. 作業車両や建設機械は、作業休止中はエンジンを止める等の配慮をすること。
8. 別荘利用者の迷惑となるような時間帯の作業は行わないこと（早朝・昼休み・深夜）。また作業禁止日については別荘地管理センターに問い合わせ下さい。
9. 車両通行時には道路を破損しないよう注意し、破損させた場合は責任を持って修復すること。また道路構造上積載量4トンを超える車の通行は原則禁止となります。やむを得ない場合（クレーン車・ミキサー車・作業車等）はご相談下さい。
10. 工事によって発生する残材等（伐採枝・残土・建築廃材等）が別荘利用者の敷地内に飛散しないよう、十分な配慮を行なうこと。
11. 工事終了後は、施行現場や路上等の残材等をきちんと片付け、清掃すること。
12. 不法投棄は絶対にしないで下さい。
13. 工事に伴う広告看板の設置はご遠慮願います。
14. 工事現場への道標・誘導看板・交通規制看板等の設置は景観形成に配慮し、別荘地管理センターと相談の上許可を得て設置すること。なお工事終了後、看板等は速やかに撤去すること。
15. 道路及び付帯設備、施工場所以外の宅地又は施設等を破損させた場合には、速やかに管理会社に連絡し、工事完了までに施工主の負担にて現状に回復するものとする。
16. 敷地境界杭の紛失・破損をしないよう十分に注意し工事をおこなうものとし、万一紛失・破損した場合は、施工主の負担にて再測量後現状に回復するものとする。
17. その他、良識に従って作業を行なうと共に、不明な点がございましたら、別荘地管理センターにご確認下さい。

長和町大門財産区
Tel 0268-68-2151

姫木平・りんどうの郷別荘地管理センター
姫木の森 有限会社
Tel 0268-41-8117